

新庁舎整備基本計画検討分科会の公募委員の選考に関する要綱

制定 令和7年（2025年）5月15日 政策局長決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、庁舎周辺まちづくりプラン（仮称）等検討委員会（以下「委員会」という。）の専門分科会である新庁舎整備基本計画検討分科会（以下「分科会」という。）の委員を公募により選任するため、必要な事項を定めるものとする。

（公募委員の定数）

第2条 分科会の委員のうち公募により選任する委員（以下「公募委員」という。）の定数は、1人とする。

（選考委員会の設置）

第3条 公募委員の選考を公正に行うため、新庁舎整備基本計画検討分科会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

（選考委員会の組織）

第4条 選考委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には庁舎整備部長を、委員には人事委員会事務局長及び庁舎建設課長をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する者がその職務を代理する。

（選考委員会の所掌事務）

第5条 選考委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公募委員の候補者（以下「候補者」という。）の選考に関すること。
- (2) 公募方法に関すること。
- (3) 選考方法及び審査項目に関すること。
- (4) 応募資格に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公募委員の選考に関すること。

（会議の招集）

第6条 選考委員会の会議は、委員長が招集する。

（事務局）

第7条 選考委員会の事務局は、庁舎建設課とする。

（選考手続）

第8条 候補者の選考に当たっては、別に定める選考基準に基づき審査を行う。

（選考後の手続）

第9条 委員長は、前条の規定により選出された者（以下「選出者」という）を市長に報告するものとする。

2 市長は、選出者に対し、分科会の委員就任についての同意を得るものとする。

3 選出者が委員就任を辞退した場合は、基準点以上の点数を有し、かつ、その平均点が選出者の次に上位の候補者から新たに選出するものとする。この場合において、前項の規定は、新たに選出された候補者について準用する。

4 市長は、前3項の手続の後、同意を得た選出者又は前項の新たに選出された候補者を委員とし

て任用するものとし、他の応募者に対して選考の結果を通知するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、公募委員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。